

議案第 139 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について

議案第 139 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

1. 改正を必要とする条例は、(1)大津市監査委員条例、(2)大津市
水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例、(3)昭和
天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務
の免除に関する条例、(4)大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関
する条例です。

2. 改正の主旨は、地方自治法の一部改正により、条ずれが生じた
ため、当該条文を引用する 4 つの条例について、それぞれ必要な規
定の整備を行うものです。

3. 条例の施行時期は、公布の日又は地方自治法の一部を改正す
る法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の
施行の日のいずれか遅い日です。

3 ページをご覧ください。

4. 条例の改正内容は、表に記載の4つの条例の括弧書きの条において引用する地方自治法の条文を改正前から改正後に改めるものです。

以上、説明とさせていただきます。